

# 【記載例】

・契約書と同一のものを記入し、契約書の印と同一の印を押印してください。共有の場合、全員の記名・押印が必要です。  
**・記入欄に収まらない場合は、別紙に記入の上、届出用紙との間に権利取得者全員の割印をしてください。**

・共有の場合、「外〇名」と記入してください。法人の場合は、代表者の氏名を忘れずに記入してください。

・地上権・賃借権を移転する場合に、所有者等を記入してください。

・取引後も所有権以外の権利(借地権・賃借権等)が存続する場合に記入してください。「内容」欄には権利の存続期間、賃料等を記入してください。

・契約上、建物も売買等の対象にする場合は記入してください(建物等を無償で譲渡する場合も含む)。

・公簿契約の場合は公簿面積を、実測契約の場合は仮実測等、実測面積がわかる場合はその面積を記入してください。

・「単価」は「対価の額」÷「面積」です。1円未満の端数は切り上げてください。

・どちらかに〇をしてください。

・同一利用目的に係る一団の土地の所在を記入してください。

・どちらかに〇をしてください。

様式第三(様式1-1) **土地売買等届出書** (※部分は記入しないでください。)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四條畷市長 様

権利取得者(譲受人)  
 住所 〒540-0008 大阪市中央区大手前〇〇〇  
 氏名 甲 不動産株式会社 代表取締役 大手前 桃子 (印)

(担当者(代理人) 大手前 太郎 (印) TEL 06(69xx)xxxx

市町村名 ※ 区 分 ※ 所・地・質・他 単・団  
 受理番号 ※ 令和 年 月 日 第 号  
 処理番号 ※ 令和 年 月 日 第 号

譲受人業種  
 ① 不動産業 5 商業  
 2 建設業 6 運輸業  
 3 金融保険業 7 その他  
 4 製造業 ( )

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
用途地域		準工業地域		
契約の相手方等に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所 〒530-0005 大阪市北区中之島〇〇〇	氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名) 乙工業株式会社 代表取締役 中之島一男	契約締結年月日 令和 年 月 日	
土地に 関 する 事 項	番 号	所 在 地 目	面積	
	町又は字	地番	登記簿	現況
	1	〇〇町1丁目 1番24	宅地	宅地
	2	同上 1番25	宅地	宅地
3	〇〇町2丁目 2番1	雑種地	雑種地	
計		3,300 m <sup>2</sup>	計	3,313.05 m <sup>2</sup>
利用の 現 況	届出に係る権利以外の権利			
項	1	工場	駐車場	該当なし
土地等 に 関 する 事 項	種類	移転又は設定に係る権利		
	概要	所有権	所有権以外の権利	
	1	工場	鉄骨造 3階建	所有権
	2	工場	鉄骨造 3階建	所有権
3	工場	鉄骨造 3階建	所有権	
移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合			
1	売買	存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別
2	売買	存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別
3	売買	存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別
特記事項				
対価の 額 等 に 関 する 事 項	土地に関する対価の額等			工作物等に関する対価の額等
	地目(現況)	面積(m <sup>2</sup> )	単価(円/m <sup>2</sup> )	対価の額(円)
	1	宅地		¥415,000,000
	2	宅地		¥40,000,000
3	雑種地		¥40,000,000	
測清算	有	平均((b)÷(a))	合計(b)	合計
1	有			
2	有			
3	有			
用途等	戸建分譲住宅建設(30戸)			利用目的の変更に 有
利用目的	〇〇町1丁目、同2丁目			有
利用目的に係る土地の所在	〇〇町1丁目、同2丁目			有
利用目的に係る全体の土地面積	120			有
利用計画の概要	人工面率	91→100 %	計画人口	120
その他参考となるべき事項	その他			

## 記入上の注意

- 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「番号」の欄の番号に対して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 「概要」の欄には、建築物等の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載すること。
- 「移転または設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- 「人口面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- 「計画人口」の欄には、住宅団地における設定人口を記載すること。
- 「その他参考となるべき事項」の欄には、持分譲渡の場合はその移転する持分、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項などを記載すること。
- 該当するものがない場合は「該当なし」と記入すること。

・利用目的に係る一団の土地全体の土地面積を記入してください。

・消費税を含んだ額を記入してください。  
 ・建物等を無償で譲渡する場合は「0」と記入してください。

# 土地売買等の届出について

## 1. 届出の対象について

- (1) 四條畷市域における一定規模以上の土地（下欄参照：買いの一団の場合を含む）について、売買等の契約を行った場合は、権利取得者（買主等）は、**四條畷市長**に届け出る必要があります。
- (2) 届出の対象となる土地取引は、売買のほか、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、信託受益権の譲渡、賃借権・地上権の移転・設定等です。また、これらの予約を含みます。
- (3) 土地とあわせて建物等の取引を行う場合（無償で取引する場合を含む）は、「工作物等に関する事項」欄にも記入してください。

《一定規模以上の土地とは》

- ・ 市街化区域 2,000 m<sup>2</sup>以上
- ・ 市街化区域を除く都市計画区域 5,000 m<sup>2</sup>以上
- ・ 都市計画区域外 10,000 m<sup>2</sup>以上

（注）個々の取引（契約）の面積が上記面積に満たない場合でも、権利取得者が**取得する土地の合計面積が、上記面積以上となる場合（買いの一団）は、届出が必要**です。

## 2. 届出の手続きについて

- (1) 届出書の提出時期は、**契約を締結した日から起算して2週間以内（初日算入）**です（例：4月1日が契約日なら4月14日が届出期限）。起算日が売買代金の決済日や不動産の登記申請日等ではないことに注意して下さい。
- (2) 届出書の提出先は、届出の対象となる**土地の所在する市町村**です。本市においては、あて名は、**四條畷市長**です。
- (3) 届出された土地の利用目的が不適切な場合は、目的を変更するよう指導を行うことがあります。
- (4) 不勧告通知書の交付を希望する場合で郵送を希望する場合は、不勧告通知書交付願とともに**返信用切手 404 円分を貼付した定型封筒**を提出してください。（簡易書留郵便で送付します。）

## 3. 届出の様式について

- (1) 届出は別紙様式で行ってください。
- (2) 提出書類は下表のとおりです（**提出部数は各1部**）。
- (3) 土地の筆数が多い場合等で届出書に書ききれない場合は、当該部分を別紙に記載の上、届出書との間に権利取得者の印で割印してください。
- (4) 届出書に記入漏れや記載ミスがある場合、**来庁の上、補正を行っていただく場合があります**ので、裏面の記載例をよく読んで記入してください。

### 〔提出書類:各1部〕

提出書類	内 容
届 出 書	あて名は、大阪府知事または市町村長（権限移譲を受けた市町村の場合）として下さい。
土地売買等契約書の写し	土地売買等の契約書の写しまたはこれに代わる書類（信託受益権の譲渡については、信託設定契約書の写しもあわせて提出してください）。
位 置 図	市街地図等（縮尺 10,000 分の1～25,000 分の1）に、届出にかかる土地の位置を明示してください。
周 辺 状 況 図	住宅地図等（縮尺 1,500 分の1～2,500 分の1）に、届出にかかる土地の区域を明示してください。一団の土地である場合は一団の土地の区域もあわせて明示してください。
土地の形状を明らかにした図面	実測図面がある場合は当該図面を、ない場合は公図の写しや地積測量図に届出にかかる土地の区域を明示してください。
委 任 状	届出手続きを代理人に委任する場合に必要です。
不勧告通知書交付願	不勧告通知書の交付を希望する場合は提出してください。
そ の 他	土地区画整理事業の仮換地の場合は、それが確認できる図書。

## 4. 届出を行わなかった場合等

契約締結後2週間以内に届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、**6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

## 5. 届出に関するお問い合わせ

- (1) 四條畷市都市整備部都市計画課

TEL072-877-2121（内線 725）

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号